

## 消費税引上げに伴うデマンドバスの運賃について

提案概要	消費税引上げ後もデマンドバスの運賃に変更が無いようにするため、300円以上の運賃にかかる本体価格の改定を行う。
提案理由	令和元年10月の消費税引上げに伴い、各運行事業者は現行運賃額に引き上げ後の税を転嫁することになります。 協議会で定めているデマンドバスの運賃についても、同様に税を転嫁する必要がありますが、この間、利用のしやすさ・運賃のわかりやすさ等を勘案してバス運賃を定めていることから、協議会において税込み運賃額に変更が無いようにするため、本体価格を改定しようとするものです。 あわせて、本体価格の改定後に、消費税引上分が適切に運賃転嫁されることを確認するものです。
具体案	「下多寄線デマンドバス」および「御料線デマンドバス」における300円以上の運賃において、本体価格を表の(い)のとおり改定するものです。

## 【下多寄線デマンドバス:平成23年度運行開始(消費税8%)】

## 本体価格改定案

区分	現行運賃 ①	本体価格 推計値 ②	消費税引上後 運賃額 ②×1.1=③	再計算 ④	判定 ④-①	本体価格 改定(案) (い)	改定(案) 消費税引上後 の運賃額 (ろ)×1.10	再計算 (は)	判定 (は)-①
大人	300	277.8	305.6 ⇒	310	10円増加 ⇒	268.5	295.4	300	増加なし
大人	400	370.4	407.4 ⇒	410	10円増加 ⇒	361.1	397.2	400	増加なし
大人	500	463.0	509.3 ⇒	510	10円増加 ⇒	453.7	499.1	500	増加なし
大人	600	555.6	611.1 ⇒	610	10円増加 ⇒	546.3	600.9	600	増加なし
大人	700	648.1	713.0 ⇒	710	10円増加 ⇒	638.9	702.8	700	増加なし
大人	800	740.7	814.8 ⇒	810	10円増加 ⇒	731.5	804.6	800	増加なし

## 【御料線デマンドバス:平成30年度運行開始(消費税8%)】

区分	現行運賃 ①	本体価格 推計値②	消費税引上後 運賃額 ②×1.1=③	再計算 ④	判定 ④-①	本体価格 改定(案) (い)	改定(案) 消費税引上後 の運賃額 (ろ)×1.10	再計算 (は)	判定 (は)-①
大人	200	185.2	203.7 ⇒	200	増加なし				
大人	250	231.5	254.6 ⇒	250	増加なし				
大人	300	277.8	305.6 ⇒	310	10円増加 ⇒	268.5	295.4	300	増加なし
大人	400	370.4	407.4 ⇒	410	10円増加 ⇒	361.1	397.2	400	増加なし

## 【運賃が500円の場合のイメージ図】

消費税改正前

運賃：500円（税込8%）

消費税改正後

運賃：500円（税込10%） ← 利用者に影響なし

消費税：37.04円	消費税：46.30円
本体価格：462.96円	本体価格：453.70円

← 消費税引上分が適切に運賃転嫁されている

## 運賃改正早見表

現行運賃	現行運賃 の元値	改正運賃	
		②*1.1=③	1円単位 四捨五入
①	①/108* 100=②		
150	138.9	152.8	150
160	148.1	163.0	160
170	157.4	173.1	170
180	166.7	183.3	180
190	175.9	193.5	190
200	185.2	203.7	200
210	194.4	213.9	210
220	203.7	224.1	220
230	213.0	234.3	230
240	222.2	244.4	240
250	231.5	254.6	250
260	240.7	264.8	260
270	250.0	275.0	280
280	259.3	285.2	290
290	268.5	295.4	300
300	277.8	305.6	310
310	287.0	315.7	320
320	296.3	325.9	330
330	305.6	336.1	340
340	314.8	346.3	350
350	324.1	356.5	360
360	333.3	366.7	370
370	342.6	376.9	380
380	351.9	387.0	390
390	361.1	397.2	400
400	370.4	407.4	410
410	379.6	417.6	420
420	388.9	427.8	430
430	398.1	438.0	440
440	407.4	448.1	450
450	416.7	458.3	460
460	425.9	468.5	470
470	435.2	478.7	480
480	444.4	488.9	490
490	453.7	499.1	500
500	463.0	509.3	510
510	472.2	519.4	520
520	481.5	529.6	530
530	490.7	539.8	540
540	500.0	550.0	550
550	509.3	560.2	560
560	518.5	570.4	570
570	527.8	580.6	580

現行運賃	現行運賃 の元値	改正運賃	
		②*1.1=③	1円単位 四捨五入
①	①/108* 100=②		
580	537.0	590.7	590
590	546.3	600.9	600
600	555.6	611.1	610
610	564.8	621.3	620
620	574.1	631.5	630
630	583.3	641.7	640
640	592.6	651.9	650
650	601.9	662.0	660
660	611.1	672.2	670
670	620.4	682.4	680
680	629.6	692.6	690
690	638.9	702.8	700
700	648.1	713.0	710
710	657.4	723.1	720
720	666.7	733.3	730
730	675.9	743.5	740
740	685.2	753.7	750
750	694.4	763.9	760
760	703.7	774.1	770
770	713.0	784.3	780
780	722.2	794.4	790
790	731.5	804.6	800
800	740.7	814.8	810
810	750.0	825.0	830
820	759.3	835.2	840
830	768.5	845.4	850
840	777.8	855.6	860
850	787.0	865.7	870
860	796.3	875.9	880
870	805.6	886.1	890
880	814.8	896.3	900
890	824.1	906.5	910
900	833.3	916.7	920
910	842.6	926.9	930
920	851.9	937.0	940
930	861.1	947.2	950
940	870.4	957.4	960
950	879.6	967.6	970
960	888.9	977.8	980
970	898.1	988.0	990
980	907.4	998.1	1,000
990	916.7	1,008.3	1,010
1,000	925.9	1,018.5	1,020

## 事業報告書または収支計算書の作成に当たって（留意事項）

補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（10月～翌年9月）と相違している場合は、補助対象期間の仮計算を行い、その損益状況を「様式1-8」に記入することになります。

### <作成に当たっての主な留意事項>

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロ（サービス提供時間）については、高速バス及び定期観光バスに係るもの、費用については、高速バスおよび定期観光バス並びに車両減価償却費等国庫補助金に係るものを除いてください。
- 乗合バス（自家用有償運送）事業内において、乗合バス型・デマンド型（区域）を区分して作成してください。
- 乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合は、関連収益及び費用を配分しなければなりません。
- 費用及び収入については、それぞれ消費税抜きの額により算出しなければなりません。（課税対象事業者（※）に限る。）

※「課税対象事業者」とは、課税売上高が1,000万円を超える一般乗合旅客自動車運送事業者やNPO法人などの自家用有償運送者をいう。

### 課税対象事業者は、消費増税に伴う運賃転嫁を行わなかった場合の運賃収入の算定方法にご注意ください！

平成26年4月の消費税引上げ以降で、補助対象事業者が現行運賃額に税を転嫁しなかった場合、転嫁しないことによる減収分を国庫補助金で補填することは適切ではないため認められません。これは、協議運賃についても同様です（※）。減収分を誰が負担するのかについて十分な議論が必要となります。

なお、転嫁しない事業者の税抜運賃収入計算については、以下のとおりです。

$$\text{税抜金額} = \text{税込金額} \times 100 / 105$$

運賃転嫁しなかった場合、100/108で計算できない！

### ※消費増税後の協議運賃について（税込み運賃額を変更しない場合）

協議運賃については、協議会で税込み運賃額に変更がないよう、本体価額を一旦値下げした上で消費増税分を転嫁するといった協議を行った場合に転嫁したものと取り扱います。この場合は、原則として、協議会の議事録などにその旨記録することが必要です。